

## JA 石垣牛取扱店舗認定要領

(趣旨)

第1条 JA 石垣牛銘柄推進委員会（以下「委員会」という）は、JA 石垣牛の銘柄推進と適正表示販売に資するため、JA 石垣牛販売指定店において、JA 石垣牛の商標マーク及び販促資材の使用、又は、表示販売について次のとおり取扱い要領を定めるものとする。

(JA 石垣牛の表示販売対象となる牛肉の肉質等の基準)

第2条 JA 石垣牛取扱店が表示販売できる牛肉は、JA 石垣牛の定義に沿って流通販売された黒毛和種とする。

(JA 石垣牛指定店の認定要件)

第3条 委員会は、JA 石垣牛枝肉購入者から当該販売店の申請に基づき、審査のうえで、JA 石垣牛の表示販売を行う事の出来る指定店（以下「JA 石垣牛指定店」という）として認定するものとする。

- (1) JA 石垣牛の名声を高め、消費者への普及啓蒙に積極的に努める販売店。
- (2) JA 石垣牛を継続的に使用している販売店。  
概ね3年以上販売をしていること。（当条件に該当しない販売店に関しては、委員会が指定する書類を提出し申請することが出来る。）
- (3) JA 石垣牛の商標マーク表示において販売するにあたり、顧客の信頼に応えるよう常時販売と適正表示に努めることができる販売店。
- (4) JA 石垣牛の品質保持及び表示方には万全の注意を払い、消費者へ他の銘柄牛との誤認、誤解が生じないよう取扱う販売店。
- (5) 認定を受ける者は、原則県内にある石垣牛取扱い販売店を基本とする。

(JA 石垣牛指定店の認定申請手続き)

第4条 JA 石垣牛指定店の認定を受けようとする販売店は、JA 石垣牛枝肉購入者からの推薦により認定申請書（様式1）を委員会に対し提出するものとする。

(JA 石垣牛指定店の認定)

第5条 委員会は、前条の認定申請書について、第3条の認定要件を全て満たす販売店に対し、原則として委員会開催時に JA 石垣牛取扱い指定店の認定を行うものとする。

(様式2)

(認定期間)

第6条 認定店の認定期間は、認定を受けた年度限りとし、毎年度指定の更新を行うこととする。

(立ち入り調査の実施)

第7条 委員会は、認定したJA石垣牛指定店をJA石垣牛の表示販売に関して必要と認める場合は、立ち入り調査を行うものとする。

- 2 立入調査の対象となったJA石垣牛指定店は、調査員の指示に従いJA石垣牛の仕入れ先を明らかにする伝票等を提示するなど、調査に対して誠意をもって協力するものとする。

(認定の取り消し)

第8条 委員会は、認定を行ったJA石垣牛指定店について第6条の立入調査の結果、JA石垣牛の表示販売に関して本要領の第2条及び第3条に定める要件を満たしていないと判断した場合又は疑問等が生じた場合は、委員会の決議をもってこれを取り消すものとする。

(様式3) なお、緊急を要する場合は、この限りではない。

- 2 JA石垣牛指定店は、委員会に対し、認定の取り消しを届けることができる。

(報告)

第9条 推薦者であるJA石垣牛枝肉購買者は、毎年四半期毎に販売したJA石垣牛の販売数量(様式4)について、四半期締め翌月末までに委員会に対し報告するものとする。

ただし、当該年の途中で認定されたJA石垣牛指定店についても同様に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年3月7日から改正する。